

第53号議案

中野区個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和3年9月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第19条第15号」を「第19条第16号」に改める。

第30条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。